

役員等報酬規程

社会福祉法人立正福社会

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人立正福祉会(以下「法人」という。)における定款(以下「定款」という。)第 2 1 条に基づき、役員等に支払う報酬、費用、及び退任慰労金(以下、報酬等という。)について定めることを目的とする。

(報酬等)

第 2 条 役員等に対し、理事会、評議員会へ出席したとき、その他法人業務に携わったときは、報酬として役員等報酬表を基準として、報酬を支払う。

- 2 報酬を支払うことのできる役員等は、定款第 1 5 条、及び第 2 8 条に定める役員のうち、常勤職にある理事、監事、および顧問とし、その認定は評議員会の決議により理事長が行う。
- 3 役員等に対し、費用を支払う。これは実費弁済的な性質とする。
- 4 費用を支払うことのできる役員等は、定款第 1 5 条、及び第 2 8 条に定める役員のうち、常勤職にある理事、監事、および顧問とし、その認定は理事会の決議により理事長が行う。
- 5 役員等には退任慰労金を支払うことができる。
- 6 賞与の支給は行わない。

(報酬の支払方法)

第 3 条 第 2 条 1 項の役員等に対する報酬は、毎月 1 日に起算し、当月末日に締めきり、翌月 10 日(当日が土・日曜日又は祝日の場合はその前日)に現金により直接支払う。

2 報酬の支払額は、源泉所得税額を控除した額を支払う。

(交通費)

第 4 条 第 2 条第 2 項及び 4 項の役員等が、理事会・評議員会への出席、法人業務に携わった時の交通費は、就業規則事務局給与規定第 1 2 条(参考)に定める額を上限として、実費にて支払う。額は理事会において定める。

2 役員等において、施設、本部事務局の職を兼務する者には、本条第 1 項は適用しない。

(費用弁償)

第 5 条 理事会・評議員会への出席、法人業務に携わった時に支出した通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。その認定は評議員会の決議により理事長が行う。

(出張旅費)

第 6 条 出張旅費は原則として就業規則旅費規程内の価格を上限に算出し支給する。ただし、参加費等の費用を別途支給されたときは、重複する出張旅費等は支給しない。

(出張旅費の仮受け)

第 7 条 出張旅費は出発前に予定計算額の範囲内で仮払い申請書をもって仮受けすることができる。

(出張旅費の精算)

第 8 条 出張者は出張終了後速やかに領収書等を添付して、出張旅費を精算するものとする。

2 出張旅費を仮受けした場合は出張終了後速やかに領収書等を添付して、出張旅費を精算するものとする。

3 出張旅費の支払いは本人へ直接支払う。

(退任慰労金)

第 9 条 役員等が退任した場合には、理事会の決議により、在職期間に応じて退任慰労金を支払うことができる。

(改正)

第 10 条 この規程を改正または廃止する必要がある場合は、社会福祉法人立正福祉会評議員会の議決を経なければならない。

附則

(1) この規定は、平成26年3月25日から施行する。

(2) この改正規定は、平成29年6月13日評議員会において承認し、平成29年6月13日から施行する。

(3) この改正規程は、令和元年6月6日評議員会において承認し、令和元年6月3日から施行する。

役員等報酬表

号俸	支給基準額
1号俸月額	5,157円
2号俸月額	10,315円
3号俸月額	15,473円
4号俸月額	20,631円
5号俸月額	25,789円
6号俸月額	30,947円
7号俸月額	36,105円
8号俸月額	41,263円
9号俸月額	46,421円
10号俸月額	51,579円
11号俸月額	56,737円
12号俸月額	61,895円
13号俸月額	67,053円
14号俸月額	72,211円
15号俸月額	77,369円
16号俸月額	82,527円
17号俸月額	87,685円
18号俸月額	92,843円
19号俸月額	98,001円
20号俸月額	103,159円